

## 木造建築新工法性能認証手数料規程

### 1 趣旨

この規程は、木造建築新工法性能認証規程（HW-新工法 001-2024）（以下、「規程」という。）第 24 条に基づき、認証業務に係る手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

### 2 用語の定義

この規程において、表 1 の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表 1 用語の定義

用語	定義
認証手数料	規程に規定する認証を申請する場合の手数料である。
更新手数料	認証の有効期間満了に伴い、引き続き認証を受けようとする場合の事務手続きの手数料である。
変更手数料	認証内容を変更する場合の手数料である。
試験法評価手数料	規程に規定する試験法評価に係る認証業務に要する手数料であり、試験料及び試験体制作費は含んでない。
認証書の再交付料	認証書の再交付を行う場合の手数料である。

### 3 手数料

認証等の手数料は、表 2 に掲げる額とする。ただし、申請内容の程度により別途加算することができる。

表 2 手数料の額（税込み）

項目		手数料
㊦認証手数料	①壁倍率及び床倍率等の低減係数 $\alpha$ 評価	880,000 円
	②①以外の評価 <sup>※1</sup>	2,750,000 円
㊧更新手数料 <sup>※2</sup>		330,000 円
㊨変更手数料	①規程第 12 条第 2 項の変更	1,540,000 円
	②評価書の軽微な変更	220,000 円
㊩試験法評価手数料		550,000 円
㊪認証の再交付料		11,000 円

※ 1：㊦②の評価を行う場合は、㊩試験法評価も含むものとする。

※ 2：規程第 11 条の更新申請時に規程第 12 条第 2 項の変更を行う場合は、㊧更新手数料は㊨変更手数料①の額とする。

### 4 出張旅費の積算

実地調査の対象となる製造工場が表 3 に掲げる区域で行われる場合は、当該認証手数料に、別に定めるセンターの「旅費規程」による出張旅費で積算する。

表 3 出張旅費を積算する区域

出張旅費を積算する区域
東京駅を起点として、40 キロメートル以上の遠隔地にある区域

## 附則

制定：平成 13 年 11 月 15 日 住木技 13 第 232 号  
施行：平成 13 年 11 月 15 日  
改正：平成 19 年 8 月 10 日 住木技 19 第 256 号  
改正：平成 24 年 4 月 25 日 住木認 24 第 51 号  
改正：平成 28 年 3 月 1 日 住木認 28 第 23 号  
改正：令和 元年 5 月 20 日 住木認 1 第 86 号  
改正：令和 2 年 12 月 1 日 住木認 2 第 193 号  
改正：令和 3 年 2 月 15 日 住木認 3 第 25 号  
改正：令和 4 年 4 月 1 日 住木認 4 第 31 号  
改正：令和 6 年 6 月 3 日 住木認 06 第 131 号